

(証券コード：4369)
平成20年4月9日

株 主 各 位

山梨県上野原市上野原8154番地217
株式会社トリケミカル研究所
代表取締役社長 竹中 潤平

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成20年4月23日（水曜日）午後4時30分までに折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年4月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都八王子市旭町14番1号
京王プラザホテル八王子 5階 翔王の間
(末尾の会場案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 第30期（平成19年2月1日から平成20年1月31日まで）
事業報告の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第30期（平成19年2月1日から平成20年1月31日まで）
計算書類承認の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役5名選任の件
第5号議案 監査役3名選任の件
第6号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎招集通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト
(<http://www.trichemical.com>) に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(自 平成19年2月1日)
(至 平成20年1月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、原油などの資源高やサブプライムローン問題に端を発する米国経済の減速懸念などは見られたものの、企業の体質改善、収益力の強化と、所得・雇用環境の改善による個人消費の持ち直しもあり、緩やかではありますが引き続き景気の拡大を実感できる局面にあるといえました。

当社の主要な販売先であります半導体業界におきましても、デジタル家電等の需要拡大を基に、国内はもとより世界的な設備投資意欲の拡大をうけ、当事業年度を通じ全体的には好調であり、商機は拡大してまいりました。また、光ファイバー業界におきましても、新興国のインフラ整備に向けた日本市場、北米市場の需要に若干回復の兆しが見える状況にありました。

このような経営環境下、全役職員の意識改革を図り、半導体の微細化による製造プロセスの変更等に伴う、新規半導体製造用材料の販売地域の拡大と販売量の増加に注力いたしました。また、米国子会社・台湾支店及び韓国の合弁会社を中心に海外商権の確保と販売量の増加に積極的に取り組むと同時に、国内では研究開発分野での新規商権獲得などに取り組んでまいりました結果、売上高は3,594,663千円（前期比37.1%増）となりました。

一方、利益面につきましても、全社一丸となり原価圧縮や経費削減による製造コストの低減に努力した結果、経常利益は616,974千円（同100.3%増）、当期純利益は355,464千円（同95.9%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は549,082千円であり、その主なものは、土地、工具器具備品及び機械装置であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成19年5月23日付で新株予約権（第1回新株予約権）の行使による、40,000千円（発行価格1株につき200円）の資金調達を行いました。また、平成19年8月2日を払込期日として公募により120万株の募集株式の発行（払込金額1株につき500円4銭）を実施し、600,048千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

世界の半導体産業は、DRAM価格の下落等に見られるとおり低価格化競争が続いており、その影響により当社製品の販売単価に対する値下げ要請圧力は強く、一部製品における販売価格及び利益率の低下が予想されます。また、当社グループを取り巻く国内外の事業環境の見通しにつきましても、米国のサブプライムローン問題の長期化・深刻化に伴い世界的な景気減速も懸念され、また原油価格の高騰やそれに追従する原材料価格の上昇、対ドル・対ユーロでの円高の進行など、先行きに対する不透明感はより一層増大しております。

このような厳しい環境に対し、当社は、ウルトラファインケミカルサプライヤーとして引き続き最先端テクノロジーの発展に貢献すべく、既存分野における新材料の開発、上野原第二工場建設に伴う開発・生産・販売体制の強化、事業基盤強化のための新分野開拓を経営戦略の基本方針として事業展開を行い、継続的成長の達成を目指すとともに企業価値の最大化に努めてまいります。

社内の技術開発体制におきましても研究開発部門の整備と強化、営業部門とのより密接な連携を図ることにより、国内外を問わず先端デバイス・次世代向け試薬の開発・製造・販売に向けて積極的に取り組んでまいります。

また、同時に当社の競争力と収益性をより高めるため、購入物品の単価低減や納入業者の選択・見直し、在庫圧縮及び生産体制の再構築による商品供給力の強化などによりコスト削減を強力に推進して、将来に備えてまいります。

今後も業績の向上に努め、株主各位のご期待に添う所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第27期 (平成17年1月期)	第28期 (平成18年1月期)	第29期 (平成19年1月期)	第30期 (平成20年1月期) (当事業年度)
売 上 高(千円)	1,858,793	2,024,739	2,622,703	3,594,663
経 常 利 益(千円)	32,993	109,152	307,987	616,974
当 期 純 利 益(千円)	17,110	69,207	181,425	355,464
1株当たり当期純利益(円)	77.42	313.16	73.52	63.93
総 資 産(千円)	2,337,783	2,368,060	2,771,806	3,733,889
純 資 産(千円)	820,600	892,368	1,185,134	2,178,493
1株当たり純資産(円)	1,722.17	2,046.91	232.12	319.95

- (注) 1 第29期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
- 2 1株当たり当期純利益は、普通株式の期中平均発行済株式数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、普通株式の期末発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
- なお、平成18年6月16日付で株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行っております。

(6) 主要な事業内容

当社は、Si半導体用、光ファイバー用高純度化学化合物の開発、製造及び販売を主な事業としております。

(7) 主要な事業所

本社、工場	山梨県上野原市上野原8154番地217
関西営業所	大阪府吹田市南金田1丁目4番31号
台湾支店	台湾新竹縣竹北市縣光明六路東一段255號

(8) 使用人の状況

使用人数	前事業年度 末比増減	平均年齢	平均勤続年数
99名	8名増	33.2才	6.1年

(注) パート7名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
(株) 山梨中央銀行	392,489
(株) 三菱東京UFJ銀行	268,468
商工組合中央金庫	199,680
(株) みずほ銀行	150,000

千円

(10) 企業結合等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
TCLC, INC.	100,000米ドル	100.0%	化学薬品の販売

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
㈱エッチ・ビー・アール	30,000 千円	49.0%	臭化水素の製造・販売
Techno Trichem Laboratory Corporation	500,000 千韓国ウォン	49.0%	化学薬品の製造・販売

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 14,890,000株

(2) 発行済株式の総数 6,810,160株

(3) 株主数 258名

(4) 大株主(上位7名)

株主名	所有株式数(出資比率)	
	株	%
シティバンクエヌエイニューヨークエスエイインテルコーポレーション	1,025,000	15.05
竹中潤平	947,060	13.91
相澤康雄	643,840	9.46
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	599,000	8.80
カセイスバンクルクセンブルグクライアントアカウント	501,000	7.36
斎藤隆	393,610	5.78
ジャフコ・ジー九(ビー)号投資事業有限責任組合	365,300	5.37

(注) 1 出資比率は、自己株式(1,357株)を控除して計算しております。

2 インテル・キャピタル・(ケイマン)・コーポレーションから平成19年8月10日付で提出されました大量保有報告書により、平成19年8月3日付で1,025,000株を保有している旨の報告を受けております。

3 ㈱ジャフコから平成19年8月8日付で提出されました大量保有報告書により、平成19年8月3日付で729,000株を保有している旨の報告を受けております。

4 ロンバー・オディエ・ダリエ・ヘンチ信託㈱から平成20年2月7日付で提出されました大量保有に関する変更報告書により、平成20年1月31日付で501,000株を保有している旨の報告を受けております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

① 新株予約権の数

第1回新株予約権	35,000個
第2回新株予約権	454個
第3回新株予約権	285個
第4回新株予約権	245個

② 目的となる株式の種類及び数

第1回新株予約権	普通株式	350,000株	(新株予約権1個につき10株)
第2回新株予約権	普通株式	454,000株	(新株予約権1個につき1,000株)
第3回新株予約権	普通株式	285,000株	(新株予約権1個につき1,000株)
第4回新株予約権	普通株式	245,000株	(新株予約権1個につき1,000株)

③ 当社役員の新株予約権の保有状況

	回次(行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役	第2回(200,000円)	平成20年12月28日～ 平成26年12月27日	145個	7名
	第3回(200,000円)	平成21年9月1日～ 平成27年8月31日	84個	7名
	第4回(220,000円)	平成22年4月28日～ 平成28年4月27日	120個	4名
監査役	第2回(200,000円)	平成20年12月28日～ 平成26年12月27日	36個	2名
	第3回(200,000円)	平成21年9月1日～ 平成27年8月31日	17個	2名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位及び担当	他の法人等の代表状況等
竹中潤平	取締役社長（代表取締役）	TCLC, INC. 代表取締役社長 ㈱エッチ・ビー・アール代表取締役社長
相澤康雄	取締役副社長	
斎藤隆	取締役副社長	
町田英明	取締役	
菅原久勝	取締役（技術製造本部長）	
砂越豊	取締役（管理本部長）	㈱遊無有 代表取締役社長
太附聖	取締役（営業本部長）	
木曾幸一	常勤監査役	
武田義剛	監査役	

- (注) 1 取締役 菅原久勝、砂越豊、太附聖の各氏は、平成19年4月26日付で就任いたしました。
2 監査役 武田義剛氏は、社外監査役であります。
3 監査役 武田義剛氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役7名	111,485千円
監査役2名	22,470千円（うち社外1名 4,200千円）

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
該当事項はありません。
- ② 当該事業年度における主な活動状況
監査役武田義剛氏は取締役会22回のうち20回に出席し、また、監査役会議12回のすべてに出席し、主に公認会計士・税理士として得た専門的見地からの発言を行っております。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程を制定し、コンプライアンス体制にかかる規定を役員・従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当取締役をその責任者として管理本部管理部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員・従業員への教育等を行う。

内部監査室は、管理部と連携し、コンプライアンスの状況について監査する。

これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。

さらに、役員・従業員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は速やかに管理部、常勤監査役又は顧問弁護士等に通報（匿名も可）、報告する体制を構築する。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取り扱いを行わない。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、管理部において、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸入管理等に係る当社全体のリスク管理を網羅的、総括的に管理する。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を任命する。

内部監査室は、各部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にコンプライアンス担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配、意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全般的な業務効率化を実現するシステムを構築する。

具体的には、下記の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

① 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執

行の監督等を行う。

- ② 月例の取締役及び部門長をメンバーとした経営戦略会議において年1回将来の事業環境を踏まえた中期経営計画、年度予算を策定し、全社的な目標を設定し、取締役会の承認を得るものとする。各拠点、部門においては、その目標達成に向けた具体策を立案、実行する。
- ③ 当社の基幹システムであるWorking.netシステムを活用し、月次、四半期業績管理を実施する。
- ④ 取締役会・経営戦略会議による月次業績のレビューと改善策の立案、実施をする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

今後、当社が子会社を設立等した場合、子会社に関して責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス、リスク管理体制を構築する権限を与え、当社管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。

なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在監査役職務を補助する使用人はいないが、必要に応じて、監査役業務補助のためのスタッフを任命することとし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

また、監査役は内部監査室長及びその所属員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、命令を受けた者は、その命令に対して、取締役、内部監査室長の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加えて当社及び当社グループに重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス委員会・管理部への通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

その報告は、コンプライアンス担当取締役が常勤監査役に対して、適時迅速に行うものとする。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間で定期的な意見交換会を実施する。また、監査役会に対して、必要に応じて弁護士、会計士等の専門家を雇用し、監査業務に助言を受ける機会を保証する。

なお、監査役は当社の会計監査人から会計監査に関する内容について説明を受けるとともに、情報交換等の連携を図る。

(附則)

- 1 監査役会設置までは「監査役会」を「監査役」と読み替えるものとする。
- 2 会計監査人設置までは「会計監査人」を「監査法人」と読み替えるものとする。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成20年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,015,946	流動負債	1,368,941
現金及び預金	98,466	買掛金	95,107
受取手形	447,045	短期借入金	740,000
売掛金	1,005,426	一年内返済予定長期借入金	95,982
製品	12,034	未払金	120,654
原材料	179,510	未払費用	34,133
仕掛品	135,608	未払法人税等	211,421
貯蔵品	82,892	前受金	6,822
前払費用	11,607	預り金	29,854
未収消費税等	11,209	賞与引当金	34,965
繰延税金資産	34,807	固定負債	186,455
その他	2,058	長期借入金	186,455
貸倒引当金	△4,720		
固定資産	1,717,943		
有形固定資産	1,562,044	負債合計	1,555,396
建物	435,968	(純資産の部)	
構築物	8,063	株主資本	2,174,488
機械装置	168,102	資本金	706,682
車両運搬具	1,231	資本剰余金	607,682
工具器具備品	339,637	資本準備金	607,682
土地	608,641	利益剰余金	861,093
建設仮勘定	400	利益準備金	5,194
無形固定資産	23,921	その他利益剰余金	855,899
ソフトウェア	21,871	繰越利益剰余金	855,899
その他	2,049	自己株式	△970
投資その他の資産	131,977	評価・換算差額等	4,005
投資有価証券	44,707	その他有価証券評価差額金	4,005
関係会社株式	49,511		
従業員長期貸付金	820		
破産更生債権等	6,331		
長期前払費用	1,041		
繰延税金資産	33,097		
その他	2,799		
貸倒引当金	△6,331	純資産合計	2,178,493
資産合計	3,733,889	負債及び純資産合計	3,733,889

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成19年2月1日)
(至 平成20年1月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,594,663
売 上 原 価	1,868,477
売 上 総 利 益	1,726,186
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,033,057
営 業 利 益	693,128
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	153
共 済 契 約 解 約 返 戻 金	3,200
そ の 他	2,125
5,478	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	18,167
為 替 差 損	50,731
そ の 他	12,733
81,632	
経 常 利 益	616,974
税 引 前 当 期 純 利 益	616,974
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	271,010
法 人 税 等 調 整 額	△9,499
当 期 純 利 益	261,510
	355,464

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成19年2月1日
至 平成20年1月31日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	
			資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
		特別償却 準備金			繰越利益 剰余金		
平成19年1月31日残高	386,658	287,658	5,194	261	500,173	—	1,179,946
当事業年度中の変動額							
新株の発行	320,024	320,024	—	—	—	—	640,048
特別償却準備金取崩額	—	—	—	△261	261	—	—
当期純利益	—	—	—	—	355,464	—	355,464
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△970	△970
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
当事業年度中の変動額 合計	320,024	320,024	—	△261	355,725	△970	994,541
平成20年1月31日残高	706,682	607,682	5,194	—	855,899	△970	2,174,488

(単位：千円)

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成19年1月31日残高	5,187	1,185,134
当事業年度中の変動額		
新株の発行	—	640,048
特別償却準備金取崩額	—	—
当期純利益	—	355,464
自己株式の取得	—	△970
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	△1,182	△1,182
当事業年度中の変動額 合計	△1,182	993,359
平成20年1月31日残高	4,005	2,178,493

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準 及び評価方法

総平均法による原価法

ただし、貯蔵品の容器は個別法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

ただし、取得価格10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間の均等償却によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～38年

構築物 7～40年

機械装置 4～12年

車両運搬具 6～7年

工具器具備品 4～15年

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法均等償却によっております。

(3) 長期前払費用

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支払時全額費用処理しております。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。

5 重要な会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の有形固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。なお、この変更に伴う売上総利益、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	433,818千円
土地	299,581千円
合計	733,400千円

担保に係る債務は次のとおりであります。

短期借入金	490,000千円
一年内返済予定長期借入金	72,156千円
長期借入金	144,624千円
合計	706,780千円

2 有形固定資産の減価償却累計額 829,256千円

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

短期金銭債権	36,902千円
短期金銭債務	6,945千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

145,847千円

仕入高

97,049千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1 当事業年度の末日における発行済株式の数

株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末
普通株式(株)	3,210,160	3,600,000	—	6,810,160
A種優先株式(株)	2,200,000	—	2,200,000	—
計	5,410,160	3,600,000	2,200,000	6,810,160

(注) 発行済株式の増加及び減少数は、次のとおりであります。

平成19年5月10日付のA種優先株式2,200,000株の普通株式への転換による減少

平成19年5月23日付の新株予約権(第1回新株予約権)の権利行使による増加普通株式
200,000株

平成19年8月2日付の公募による募集株式の発行による増加普通株式 1,200,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末
普通株式(株)	—	1,357	—	1,357
計	—	1,357	—	1,357

(注) 自己株式の増加数は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 1,357株

3 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定日	株式 の種類	配当金 の総額 (千円)	配当 の原資	1株当 たり配 当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成20年4月24日 定時株主総会	普通株式	54,470	繰越利 益剰余 金	8	平成20年 1月31日	平成20年 4月25日

4 新株予約権等に関する事項

	平成16年3月24日臨時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	350,000株
新株予約権の残高	35,000個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

(1) 流動資産

賞与引当金繰入限度超過額	15,657千円
たな卸資産評価損	5,299千円
法人事業税損金算入額	15,380千円
貸倒引当金繰入超過額	1,889千円
小計	38,227千円
評価性引当額	△3,419千円
合計	34,807千円

(2) 固定資産

減価償却損金算入限度超過額	394千円
投資有価証券評価損	35,375千円
貸倒引当金繰入超過額	2,533千円
繰延税金負債（固定）との相殺	△2,672千円
小計	35,631千円
評価性引当額	△2,533千円
合計	33,097千円
繰延税金資産合計	67,905千円

(繰延税金負債)

固定負債	
投資有価証券評価差額金	△2,672千円
繰延税金資産（固定）との相殺	2,672千円
繰延税金負債合計	－千円
差引：繰延税金資産の純額	67,905千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった
主な項目別の内訳

法定実効税率	40.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%
住民税均等割等	0.2%
役員賞与	1.2%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.4%

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	機械装置 (千円)	車両運搬具 (千円)	工具器具 備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)
取得価額相当額	32,886	24,071	58,498	65,190	180,646
減価償却累計額 相当額	15,177	11,945	10,924	33,172	71,219
期末残高相当額	17,708	12,126	47,573	32,017	109,426

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及びソフトウェアの期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	35,754千円
1年超	73,671千円
合計	109,426千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及びソフトウェアの期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	30,255千円
減価償却費相当額	30,255千円

4 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主(法人)	インテル キャピタル (ケイマン) コーポレーション	480,000	投資 事業	(被所有) 直接 15.06	—	—	新株 予約権 の行使	40,000	—	—

1株当たり情報に関する注記

1	1株当たり純資産額	319円	95銭
2	1株当たり当期純利益	63円	93銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査役の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成19年2月1日から平成20年1月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成20年3月28日

株式会社トリケミカル研究所

常勤監査役 木 曾 幸 一 ㊟

監 査 役 武 田 義 剛 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第30期（平成19年2月1日から平成20年1月31日まで）計算書類承認の件

議案の内容は、前記添付書類11頁から19頁に記載のとおりであります。

なお、当社取締役会は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表が、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく表しているものと判断しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と財務体質強化のために内部留保の充実を考慮しつつ、当面は安定配当を指向しながら、将来的には業績動向並びに配当性向等を総合的に勘案して株主への利益還元を行っていく方針であります。

このような方針の下、当期の期末配当については、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及び総額

当社普通株式1株につき金8円といたしますと存じます。

なお、この場合の配当総額は、54,470,424円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年4月25日といたしますと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ①当社は、資本金が5億円以上となり、第1号議案が承認可決されますと会社法第2条第6号イに規定する大会社となりますので、会社法第328条第1項の規定により、監査役会及び会計監査人の設置が必要となります。つきましては、該当条文の新設及び所要の変更を行うものであります。
- ②株式上場に伴い、当社の発行する株券は、株券等の保管及び振替に関する法律に基づき株式会社証券保管振替機構の取扱い対象銘柄となり、その制度に加入いたしましたので、実質株主名簿並びに実質株主に関する文言を追加し規定するものであります。
- ③公募による増資のため、発行可能株式総数に対する発行済株式数の比率が高くなっており、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを目的として、授權枠の拡大をお願いするものであります。
- ④自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを目的として、条文を新設するものであります。
- ⑤社外役員の責任限定契約につき、柔軟な報酬設定を行うため、一部条項の修正を行うものであります。
- ⑥その他、条文の新設に伴う条数の調整、一部表記等の整備を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (変更なし)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (変更なし)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>1,489</u>万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 (変更なし)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、第7条の規定に関わらず単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>2,724</u>万株とする。</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、第8条の規定に関わらず単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2) (変更なし)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) (変更なし)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (変更なし)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (変更なし)</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当会社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第14条 (変更なし)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 (変更なし)</p> <p>第16条～第17条 (変更なし)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第14条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第21条（変更なし）</p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第22条 （変更なし）</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第23条 （変更なし） （取締役会の招集通知）</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 （変更なし）</p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>（取締役会規程）</p> <p>第28条 取締役に關する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>（報酬等）</p> <p>第29条 （変更なし） （取締役の責任免除）</p> <p>第30条 （変更なし）</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,500万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第22条 （現行どおり）</p> <p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第23条 （現行どおり）</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第24条 （現行どおり） （取締役会の招集通知）</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条～第27条 （現行どおり）</p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>（取締役会規程）</p> <p>第29条 取締役に關する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>（報酬等）</p> <p>第30条 （現行どおり） （取締役の責任免除）</p> <p>第31条 （現行どおり）</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役</p> <p>(員 数) 第31条 当社の監査役は、<u>3名以内とする。</u></p> <p>第32条～第33条 (変更なし)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬等) 第34条 (変更なし) (監査役の責任免除) 第35条 (変更なし) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>1,000万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役 及 び 監 査 役 会</p> <p>(員 数) 第32条 当社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p><u>(常勤監査役)</u> 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 <u>(監査役会の招集通知)</u> 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ② <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>(監査役会の決議の方法)</u> 第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u> <u>(監査役会の議事録)</u> 第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u> <u>(監査役会規程)</u> 第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等) 第40条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第41条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第42条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 (変更なし)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第37条 当社は株主総会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第38条 当社は取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という)を支払うことができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第39条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第45条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第46条 当社は株主総会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第47条 当社は取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という)を支払うことができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第48条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株 式の数
1	竹 中 潤 平 (昭和15年9月1日生)	昭和53年12月 当社設立代表取締役社長 平成13年4月 当社代表取締役会長 平成15年7月 当社代表取締役社長（現任） (他の法人等の代表状況) TCLC, INC. 代表取締役社長 ㈱エッチ・ビー・アール代表取締役社長	947,060株
2	斎 藤 隆 (昭和23年12月23日生)	昭和53年12月 当社設立取締役 平成15年4月 当社取締役副社長（現任）	393,610株
3	菅 原 久 勝 (昭和33年3月21日生)	平成16年5月 当社入社Iプロジェクト統括 平成17年2月 当社技術部長 平成18年4月 当社技術製造本部長 平成19年4月 当社取締役技術製造本部長（現任）	一株
4	砂 越 豊 (昭和28年9月7日生)	平成16年3月 当社入社管理本部長 平成19年4月 当社取締役管理本部長（現任） (他の法人等の代表状況) ㈱遊無有代表取締役社長	1,000株
5	太 附 聖 (昭和39年10月21日生)	昭和62年4月 当社入社 平成14年7月 当社営業部長 平成16年5月 当社営業本部長 平成19年4月 当社取締役営業本部長（現任）	4,000株

(注) 各取締役候補者と当社の間で特別の利害関係はございません。

第5号議案 監査役3名選任の件

当社は、第1号議案が承認可決されますと会社法第2条第6号イに規定する大会社に該当することとなりますので、同法第328条第1項及び第335条第3項の規定により監査役を増員し、更なる監査体制の強化及び充実に図るため、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	伊藤晶夫 (昭和14年9月28日生)	昭和46年4月 昭和監査法人(現新日本監査法人)入所 昭和49年9月 公認会計士・税理士伊藤晶夫事務所開設(現任)	一株
2	梅澤宣喜 (昭和15年8月23日生)	平成7年4月 千葉大学 真核微生物研究センター事務長 平成12年10月 科学技術振興事業団 今井量子計算機構プロジェクト 事務参事	1,000株
3	勝又喜代治 (昭和17年1月24日生)	平成3年10月 山武ハネウエル(株) 広島支店工業システム部長 平成18年10月 (株)山武アドバンスオートメーションカンパニー ソリューション営業本部 参与	2,000株

(注) 1 各監査役候補者と当社間に特別の利害関係はございません。

2 伊藤晶夫氏、梅澤宣喜氏、勝又喜代治氏は社外監査役候補者であります。

3 社外監査役候補者の選任理由、及び社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由につきましては、以下のとおりであります。

(1) 伊藤晶夫氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する深い知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は新任の社外監査役候補者であります。

(2) 梅澤宣喜氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、大学・公的研究機関の事務責任者を歴任されており、財務及び会計に関する深い知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は新任の社外監査役候補者であります。

(3) 勝又喜代治氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、企業における要職を歴任され、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は新任の社外監査役候補者であります。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社は、第1号議案が承認可決されますと会社法第2条第6号イに規定する大会社に該当することとなりますので、同法第328条第1項の規定により、会計監査人の設置が必要となります。つきましては、会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	新日本監査法人
事 務 所	(主たる事務所) 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル (その他の事務所) 国 内 36ヶ所 海外駐在所 26ヶ所
沿 革	昭和60年10月1日 監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人の合併により太田昭和監査法人を設立 平成12年4月1日 センチュリー監査法人との合併により監査法人太田昭和センチュリーを設立 平成13年7月1日 監査法人テイケイアイ飯塚毅事務所及び高千穂監査法人と合併、新日本監査法人に名称変更 平成17年7月5日 監査法人大成会計社と合併
概 要	(出 資 金) 2,146百万円 (人員構成) 代表社員(公認会計士) 387名 社員 (公認会計士) 299名 職員 (公認会計士) 1,602名 その他監査従事者 2,286名 その他の職員 1,065名 合 計 5,639名 (関与会社数) 5,107社

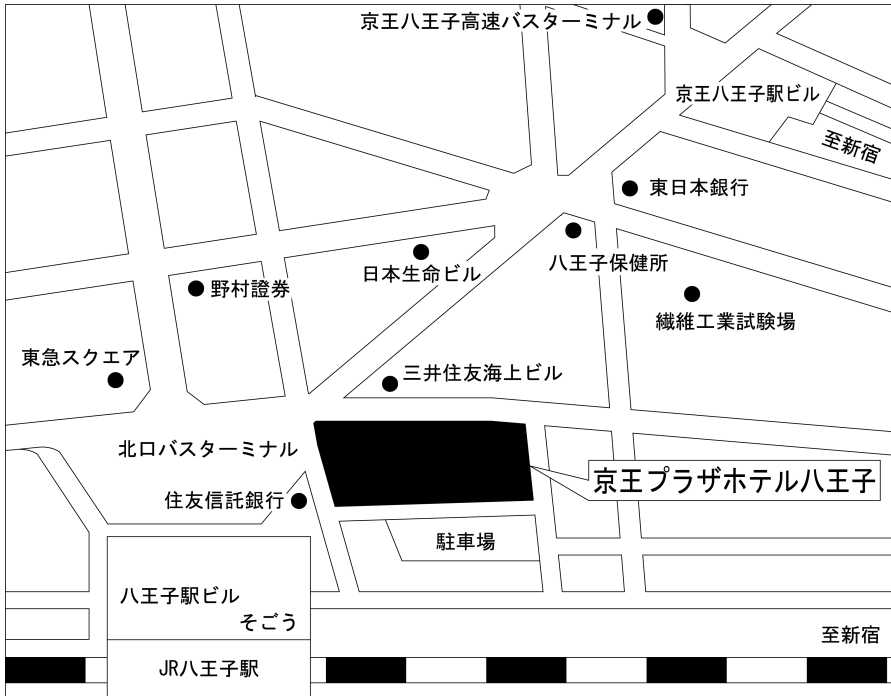
(平成19年12月31日現在)

以 上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会 場 京王プラザホテル八王子 5階「翔王の間」
〒192-0083 東京都八王子市旭町14番1号
TEL 042-656-3111 (代)



- 交通のご案内 ● JR八王子駅北口前
● 京王線京王八王子駅下車徒歩約6分

(お願い) 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので
お車でのご来場はご遠慮願います。